

埼玉県立南稜高等学校
いじめの防止等のための
基本的な方針

(平成29年11月改定)

埼玉県立南稜高等学校

目 次

はじめに	2
第1 南稜高校いじめ防止基本方針の策定	2
第2 南稜高校におけるいじめの防止等の対策のための組織	3
第3 南稜高校におけるいじめの防止等に関する措置	4
第4 南稜高校における重大事態への対処	7
第5 インターネットを通じて行われるいじめ対策	8
第6 年間行事予定	9

はじめに

埼玉県立南稜高等学校（以下「南稜高校」という。）では、「明るく伸びやかな校風のもと、生徒たちが豊かな心を育み、高い目標に向かって意欲的に活動する学校」を目指す学校像として、授業や部活動・学校行事など、日頃の教育活動を実践している。

特に「豊かな心を育む」ためには、一人一人が自律した学校生活を送るとともに、お互いを認め合い、尊重し合う人間関係を形成していくことが重要である。そのために、「いじめのない学校づくり」を基本方針として、これまでも様々な対策を行ってきた。

これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針（以下「南稜高校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものである。

第1 南稜高校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、
その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する

南稜高校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、埼玉県基本方針を参考にして、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、南稜高校いじめ防止基本方針を定める。

南稜高校いじめ防止基本方針では、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。その取組の実効性を高めるため、南稜高校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込み、学校評価の評価項目に位置づける。

さらに、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに生徒、保護者、関係機関等に説明する。

第2 南稜高校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ防止等のための対策を実効的に行うために、本校では、「いじめ防止等対策委員会(以下、「委員会」という。)」を設置する。

本委員会は南稜高校いじめ防止基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

本委員会の構成員は、教頭、生徒指導主任、教育相談委員長及び養護教諭とする。

ただし、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問等を参加可能とする。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

本委員会の具体的な役割は、下記のとおりとする。

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む)があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む)

また、本委員会は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにしていく必要がある。

第3 南稜高校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、本校ではあらゆる教育活動の機会を通じて、生徒が自他の存在を尊重し、互いに敬意をもって接する望ましい人間関係を構築できるよう指導を行い、すべての生徒がいじめの被害者にも加害者にもならないように、いじめの未然防止活動に取り組む。

- ア HR活動や各教科指導を通じて、生徒に生命の大切さや人間の尊厳について考えさせる機会を設け、自他の存在に誇りと畏敬の念を持つように指導する。
- イ 各学年の人権教育活動を通じて、生徒の人権感覚を育て、差別やいじめを許容しない精神を涵養する。
- ウ オリーブフェスティバル（体育祭・文化祭）などの学校行事や部活動などにおいて、生徒が互いに協力して取り組む中で、望ましい人間関係を構築させるとともに、生徒一人一人が違う個性をもったかけがえのない存在であることに気づき、互いに尊重しあう気持ちをもつように指導していく。
- エ 生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- オ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
- カ 東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生

徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(2) いじめの早期発見への取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

本校では、「いじめのない学校づくり」という基本方針に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全教職員で以下の取り組みを実践していく。

ア アンケート調査の実施

「いじめアンケート調査」（生徒・保護者対象）を年2回実施

「学校生活アンケート」（生徒・保護者対象）を年1回実施

イ 教職員の教育相談研修の実施

教職員は、生徒の悩みを親身になって受け止めるとともに、どの生徒にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って、生徒の出すサインや変化を、あらゆる機会を捉えて見逃さないようにする必要がある。そのために、教職員のカウンセリング能力や資質の向上に向けた教育相談研修を実施する。

ウ 個人面談の実施

各学級担任が年度当初や学期末に個人面談を実施して、学校生活全般について生徒の悩みやクラスの人間関係についての相談事を受け止める。

(3) いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに委員会にいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て委員会に報告・相談する。すなわち、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の委員会へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

ア いじめている生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ いじめられている生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

ウ 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

エ 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

オ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が、少なくとも3か月止んでいること

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第4 南稜高校における重大事態への対処

【「重大事態」の意味】

「重大事態」とは、次にあげる①～③のいずれかに該当する場合とする。

① いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が発生した可能性が

ある場合。その際、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。具体的には、下記のような場合である。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。その際、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

③ 生徒や保護者から、いじめられて「重大事態」に至ったという申立てがあった場合。その際、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、「重大事態」が発生したものとし

ただし、退学・転学した場合、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということも考慮する。

さらに、重大事態とのお申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

本校では、法第28条における「重大事態」が発生した可能性がある場合には、「埼玉県いじめ防止基本方針」等に基づき、以下のとおり速やかに対応する。

- ① 「重大事態」が発生した可能性がある場合には、県教育委員会に報告する。また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の専門家の派遣を要請する。
- ② 委員会に専門家を加えた調査委員会により、速やかに調査を実施する。
- ③ 調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供するとともに、県教育委員会に報告する。

第5 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、「いじめのない学校づくり」という基本方針に基づき、インターネットを通じて行われるいじめについても、生徒が被害者にも加害者にもならないように、情報モラルや情報セキュリティの徹底を図っていく。

- ① ネットマナー・ネットいじめ防止等に関する啓発活動を実施する。
- ② インターネットを通じて行われるいじめや情報セキュリティについて、教職員を対象とした研修会を実施する。
- ③ 学年懇談会や3者面談などを通じて、保護者に対しても情報モラルや情報セキュリティについての理解の促進を図る。
- ④ 県教育委員会によるインターネット上のサイト監視活動等の外部からの情報提供も活用して、ネット上の不適切な書き込みや利用状況についても情報を収集して対応する。

第6 年間行事予定（平成29年度）

月	行事	内容
4月	・始業式 ・新入生オリエンテーション ・第1回いじめ防止等対策委員会	・生徒指導主任による講話 ・一般的生徒指導とともに、いじめ防止（ネットいじめ含む）について指導 ・今年度基本計画策定
5月	・学年懇談会	・保護者に対して、本校のいじめ防止対策（ネットいじめ含む）について説明する。
6月	・第1回アンケート調査 ・3者面談 ・第1回学校評議委員会	・生徒対象アンケートの実施 ・生徒からいじめについての情報を収集する。 ・学校評議員に、本校のいじめ防止対策（ネットいじめ含む）について説明する。
7月	・第2回いじめ防止等対策委員会 ・終業式	・1学期の取組進捗状況 ・生徒指導主任による講話
11月	・第2回アンケート調査 ・第3回いじめ防止等対策委員会	・生徒・保護者対象アンケートの実施 ・2学期の取組進捗状況
12月	・終業式	・生徒指導主任による講話
1月	・教育相談研修会	・教職員対象研修会
2月	・第2回学校評議委員会	・今年度の取組について説明・評価
3月	・第4回いじめ防止等対策委員会	・今年度の取組について総括
<ul style="list-style-type: none"> ・各学級担任による個人面談（年度当初・学期末） ・各学年人権教育活動（時期未定、各学年のLHR計画の中で実施） ・情報セキュリティ研修会（教職員対象・時期未定） 		